

都道府県
各 指定都市 児童福祉施設等給食用脱脂粉乳ご担当者 様
中核市

厚生労働省子ども家庭局保育課地域保育係

令和 2 年度児童福祉施設等給食用脱脂粉乳の購入希望量調査について

児童福祉施設等における給食については、日頃より御高配をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、児童福祉施設等給食用として輸入される脱脂粉乳につきましては、従来より、関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）に基づき無税とされているところですが、令和 2 年度における関税割当数量の確認に当たって、貴管内施設等における購入希望量を把握するため、下記の事項に留意の上、貴管内各施設等の購入希望量等を取りまとめ、令和 2 年 1 月 23 日（木）までに当係宛て御報告いただききますようお願いいたします。

記

1 送付資料

別紙様式「令和 2 年度 脱脂粉乳年間購入量調査書」
参考「令和 2 年度児童福祉施設等給食用脱脂粉乳の配分価格について」
（令和元年 11 月 25 日 公益財団法人児童育成協会）

2 配分の対象となる施設等

（施設名）	（調査書作成上の略称）
保育所（認定こども園を除く）	保育所
幼保連携型認定こども園	こども A
保育所型認定こども園	こども B
地方裁量型認定こども園	こども C
幼稚園型認定こども園	こども D
児童養護施設	児童養護
児童自立支援施設	自立支援
乳児院	乳児院
障害児入所施設	障害入所
児童発達支援センター	発達支援
児童相談所に設置する一時保護所	一時保護
母子生活支援施設（保育施設を有するもの）	母子支援
児童館（保育施設を有するもの）	児童館
児童心理治療施設	心理治療

家庭的保育事業を行う事業所
小規模保育事業を行う事業所
事業所内保育事業を行う事業所
特例保育を行う施設
企業主導型保育施設

家庭的保
小規模保
事業所保
特例保育
企業主導

3 購入希望量については、別紙様式「令和2年度 脱脂粉乳年間購入量調査書」に基づき、以下の要領にて作成してください。

ア 欄外左上< >には、都道府県・市名を記入してください。

イ 「番号」欄は、001番から始まる3桁の通し番号により、順次記入してください。

ウ 「施設の種類」欄は、上記2の配分対象となる施設に記載した「調査書作成上の略称」により記入してください。なお、こどもA～Dを選択した場合は、調査票R列にそれぞれこども園の類型が正しく自動入力されていることを確認してください。

エ 「公私」欄は、経営主体により「公」又は「私」と記入してください。
(したがって、公設民営の施設については、「私」になります。)

オ 「施設カナ」欄は、「施設名」欄に記入した「〇〇保育所」等の名称のうち、「〇〇」の部分の半角カタカナで記入してください。

カ 「購入希望量」欄は、「施設名」欄に記入した施設において児童の飲料又は調理に使用する必要な希望量を記入してください。なお、入力単位はセット(24kg/1セット)となりますので、お間違いの無いようご確認ください。(例：希望量が48kgであれば「2」と記入)

記入に当たっては、脱脂粉乳の配分が各四半期の最初の月(例えば、4～6月分であれば4月)の月上旬に各施設に到着することを想定して、四半期毎の購入希望量を記入してください。

キ 同一法人内等の複数施設で小分けに使用(=共同使用)する場合には、共同使用をする全ての施設の「共同使用」欄に★印を記入し、住所・電話番号等の必要事項を調査書に記入するほか、「備考」欄に、「〇〇市公立施設で共同使用」や「△△保育所と共同使用」等を記入してください。なお、納品先となる施設の「購入希望量」欄に数量(単位：セット/24kg)を記入してください。

※企業主導型保育施設については、当分の間、共同使用の対象外となります。

ク 全ての項目において、省略文字(「//」など)は使用しないでください。

ケ 記載事項(名称、住所等)に変更がある場合は加除訂正してください。

コ 「購入量調査書」の最後に必ず、自治体名及び担当者の所属・氏名・連絡先が分かるようにしてください。

4 提出方法

「令和2年度 脱脂粉乳年間購入量調査書」は、別紙様式に必要なデータを記入の上、提出ください。

なお、元年度の調査書データが必要な場合には、下記提出先のメールアドレスまで連絡をいただければ当方より調査結果一覧（Microsoft Excel 媒体）を送付します。

提出先: chiiki-hoiku@mhlw.go.jp

※令和2年1月23日（木）以降に上記アドレスにメールを送る場合は、
事前にその旨、電話連絡をいただけますようお願いいたします。

照会先 厚生労働省子ども家庭局保育課地域保育係 今西

TEL 03-5253-1111（内線4848）

（留意事項）

近年、施設の御担当者様から厚生労働省宛てに直接報告いただくケースが多々見受けられますが、必ず貴管内施設の希望量を取りまとめの上、報告いただきますようお願いいたします。